

日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表

(_____ 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>1 全額免除 (社会福祉施設等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(学校)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公的扶助受給者)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(市町村民税非課税の障害者)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(社会福祉施設等入所者)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(奨学金受給対象等の別住居の学生)</u></p> <p><u>(6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校または第134条に規定する各種学校(修業年限が1年以上あるものに限る。)(別表4において「学校等」と総称する。)に在学する別表4に掲げる学生が生計をともにする者の住居とは別の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置して締結する放送受信契約も含む。</u></p> <p>(災害被災者)</p> <p>(7) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびそ</p>	<p>1 全額免除 (社会福祉施設等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(学校)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公的扶助受給者)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(市町村民税非課税の障害者)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(社会福祉施設等入所者)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(災害被災者)</p> <p>(6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびそ</p>

の翌月の2か月間とする。

- (8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

2 半額免除

(視覚、聴覚障害者)

- (1) (略)

(重度の障害者)

- (2) 別表5に掲げる重度の障害者（(1)に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度の戦傷病者)

- (3) (略)

3 免除事由の調査

日本放送協会放送受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。

基準第1項(6)による免除については、日本放送協会放送受信規約第10条第5項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (略)

別表1 (略)

別表2

の翌月の2か月間とする。

- (7) (6)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

2 半額免除

(視覚、聴覚障害者)

- (1) (略)

(重度の障害者)

- (2) 別表4に掲げる重度の障害者（(1)に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度の戦傷病者)

- (3) (略)

3 免除事由の調査

日本放送協会放送受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (略)

別表1 (略)

別表2

学 校	学校教育法に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、特別支援学校および幼稚園	学 校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、特別支援学校および幼稚園
-----	---	-----	--

別表 3（略）

別表 3（略）

別表 4

学 生	<p><u>（奨学金受給対象の学生）</u></p> <p>1 <u>独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、基準第 1 項(6)に規定する在学先の学校等および教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を実施することを目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づく公益法人が設ける奨学金制度のうち、経済的理由の選考基準がある奨学金制度の奨学金を受給している学生</u></p> <p>2 <u>別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、1 の奨学金制度と趣旨目的が一致すると NHK が認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</u></p> <p><u>（授業料免除対象の学生）</u></p> <p>3 <u>基準第 1 項(6)に規定する在学先の学校等が設ける授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている学生</u></p> <p><u>（市町村民税非課税世帯の学生）</u></p> <p>4 <u>世帯の構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生</u></p> <p><u>（公的扶助受給世帯の学生）</u></p> <p>5 <u>世帯が基準第 1 項(3)に規定する公的</u></p>
-----	--

扶助を受けている場合で、当該世帯の
構成員と生計をともにする学生

(注) 本表における「学生」とは、学校教育法上の学
生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修
生は含まない。

別表 5

重度の 障害者	(重度の身体障害者) 1 身体障害者福祉法に規定する身体障 害者手帳を所持する者のうち、障害等 級が1級または2級である重度の身体 障害者
	(重度の知的障害者) 2 所得税法または地方税法に規定する 特別障害者のうち、児童相談所、知的 障害者更生相談所、精神保健福祉セン ターまたは精神保健指定医により重度 の知的障害者と判定された者
	(重度の精神障害者) 3 精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律に規定する精神障害者保健福祉 手帳を所持する者のうち、障害等級が 1級である重度の精神障害者

別表 4

重度の 障害者	(重度の身体障害者) 1 身体障害者福祉法に規定する身体障 害者手帳を所持する者のうち、障害等 級が1級または2級である重度の身体 障害者
	(重度の知的障害者) 2 所得税法または地方税法に規定する 特別障害者のうち、児童相談所、知的 障害者更生相談所、精神保健福祉セン ターまたは精神保健指定医により重度 の知的障害者と判定された者
	(重度の精神障害者) 3 精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律に規定する精神障害者保健福祉 手帳を所持する者のうち、障害等級が 1級である重度の精神障害者